

5 診断書様式（第2号様式）

身体障害者診断書・意見書

(聴覚又は平衡機能障害用)

(音声・言語又はそしゃく機能障害用)

総括表

氏名	明治・大正 昭和・平成 年月日生()歳 令和	男・女
住所		
① 障害名 (部位も明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然灾害、疾病、先天性、その他()		
③ 疾病・外傷発生年月日 年月日・場所		
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含みます。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年月日		
⑤ 総合所見		
【将来再認定 要(軽減化・重度化)・不要】(再認定期) 年月		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年月日 病院又は診療所の名称 所在地		
診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見【障害程度等級についても参考意見を記入】 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない		
備考 1 「① 障害名」欄には、病名ではなく現在起こっている障害、例えば聴覚障害、言語機能障害、平衡機能障害等を記入してください。 2 「②原因となった疾病・外傷名」欄には、先天性難聴、脳梗塞(失語症)等原因となった基礎疾患名を記入してください。 3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 4 障害区分や等級決定のため、神奈川県社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。		

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

【はじめに】 この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載します。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能ですが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意してください（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしません）。

- 聴覚障害 → 『1 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載します。
- 平衡機能障害 → 『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載します。
- 音声・言語機能障害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載します。
- そしゃく機能障害 → 『4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載します。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

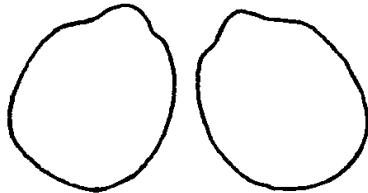
右	d B
左	d B

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

(3) 鼓膜の状況

(右) (左)



(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 • 無

（注1）2級と診断する場合、記載すること。

（注2）聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方に対し、2級と診断する場合には、A B Rなどの他覚的聴覚検査またはそれに相当する検査を実施し、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を⑤総合所見に記載し、記録データのコピー等を添付してください。（平成27年4月改正）

（注3）オージオメータによる検査ができない場合、他覚的聴覚検査またはそれに相当する検査を実施し、記録データのコピー等を添付してください。

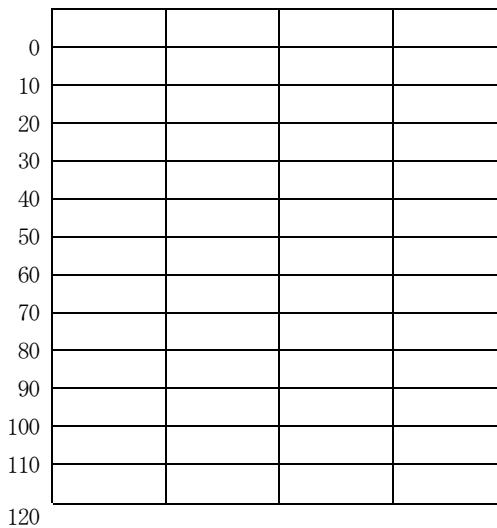
(4) 聴力検査の結果

（ア又はイのいずれかを記入してください。）

ア 純音による検査

オージオメータの型式 _____

d B 500 1000 2000 Hz



イ 語音による検査

右	%
左	%

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

(1) 家庭における家族又は肉親との言語による会話の状況

(2) 家庭周辺における家族以外の者との言語による会話の状況

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に ✓ を入れ、さらに①又は②の該当する□に ✓ 又は () 内に必要事項を記述してください。

- 「該当する障害」 {
- そしゃく・嚥下機能の障害
→ 「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載してください。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→ 「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載してください。

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

□ その他

[]

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟 口 蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声 带：内外転運動、梨状窩の唾液貯留

○ 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載してください。）

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉 各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

〈参考2〉 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・ 誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査 ()
- 内視鏡検査 ()
- その他 ()

○ 所見（上記の枠内の「参考1」と「参考2」の観察点から、嚥下状態について詳細に記載してください。）

②咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[

]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察します。）

イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察します。）

（2）その他（今後の見込み等）

[

]

（3）障害程度の等級（下の該当する障害程度の等級の項目の□に ✓ を入れてください。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害です。
具体的な例は次のとおりです。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害です。

具体的な例は次のとおりです。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

【記入上の注意】

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS 規格によるオージオメータで測定してください。dB 値は、周波数 500、1000、2000Hz において測定した値をそれぞれ a、b、c とした場合 $(a + 2b + c) / 4$ の算式により算定し、a、b、c のうちいずれか 1 又は 2 において 100dB の音が聴取できない場合は、当該 dB 値を 105dB として当該算式に計上し、聴力レベルを算定してください。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）の提出を求めるものとします。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要です。

